

記 者 提 供 資 料
2020 年（令和 2 年）5 月 8 日
市民生活局市民生活室市民課 (078)918-5020（担当 中野） 総務局 税務室 税制課 (078)918-5072（担当 中村）

証明書の交付に係る手数料の減免による支援策について

1 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送請求による証明書交付申請手続きの促進を図ります。また合わせて、新型コロナウイルスに関連した融資等の手続きに係る負担軽減を図ります。

2 対象となる証明書

- (1) 市民課：住民票の写し、印鑑登録証明書
- (2) 市民税課：所得証明書、納税証明書、市税完納証明書、固定資産証明書（評価・公課金）

※各手数料 1 通 300 円

※印鑑登録証明書は窓口のみの交付となります。（郵送請求不可）

※(1)の対応からは八士業、債権者、法人を除く。

3 支援策

緊急事態宣言が宣言された期間において、以下の支援策を実施します。

- (1) 郵送請求における発行手数料の減免及び返信郵送料の無料化
上記 2 の証明書の発行手数料を減免（無料化）するとともに返信郵送料を市が負担することにより、郵送請求の促進を図ります。
- (2) 窓口請求における発行手数料の減免（無料化）
新型コロナウイルスに関連して上記 2 の証明書を交付する際の発行手数料を減免（無料化）します。

4 実施期間

- (1) 郵送請求分：令和 2 年 5 月 1 日～緊急事態宣言期間の終了まで（消印有効）
- (2) 窓口請求分：令和 2 年 5 月 7 日～緊急事態宣言期間の終了まで